

1. 計画の位置づけ

本計画は、森林法の規定に基づき、北海道の地域森林計画に適合するよう、民有林を対象に帯広市の実情を考慮し、森林・林業に関する施策の基本的事項や森林所有者が行う伐採・造林等の森林施業に関する指針等を定めるもの。

2. 計画の期間

計画期間は、2019年度から2028年度の10年間。
(5年ごとに10年間の計画を策定)

3. 今後のスケジュール

2月中旬～ 公告・縦覧（概ね1か月）
3月中旬 国の意見聴取・北海道との協議
3月末 帯広市森林整備計画の決定

4. 主な変更点

(1) 施業の標準的な方法（植栽本数等）にアカエゾマツを追加

II 森林の整備に関する事項
第2 造林に関する事項
1 (2) 人工造林の標準的な方法
ア (エ) 【植栽本数】の表にアカエゾマツを追加
単位：本/ha

仕立の方法	樹種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	3,000
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

II 森林の整備に関する事項
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
1 (2) 【間伐】の表にアカエゾマツを追加

樹種 (生産目標)	施業体系	間伐の時期(林齢)					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ 【グイマツとの交配種を含む】 (一般材)	植栽本数： 2,000本/ha 仕立て方法： 中庸仕立て 仕立て目標： 350本/ha	16年	23年	31年	39年	-	選木方法： ：定性及び定量 間伐率(材積率)： ：20～33% 標準伐期前未達の森林における 間伐間隔：7年
トドマツ (一般材)	植栽本数： 2,000本/ha 仕立て方法： 中庸仕立て 仕立て目標： 450本/ha	21年	28年	36年	45年	-	選木方法： ：定性及び定量 間伐率(材積率)： ：20～33% 標準伐期前未達の森林における 間伐間隔：8年
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数： 2,000本/ha 仕立て方法： 中庸仕立て 仕立て目標： 400本/ha	20年	30年	40年	50年	60年	選木方法： ：定性及び定量 間伐率(材積率)： ：20～33% 標準伐期前未達の森林における 間伐間隔：10年

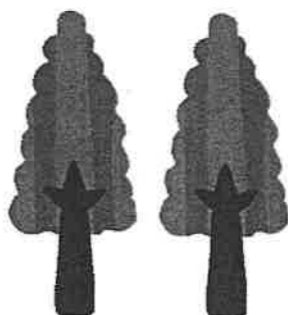
II 森林の整備に関する事項
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
2 【主要樹種ごとの標準的な保育の時期等】の表にアカエゾマツを追加

樹種	年 植栽	年										樹種	年 植栽	年									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
カラマツ	春	①	②	②	①							カラマツ	春	△									
	秋		②	②	①	①							秋		△								
トドマツ	春	①	②	②	①	①	①	①			トドマツ	春				△							
	秋		②	②	②	①	①	①	①			秋					△						
アカエゾマツ	春	①	②	②	①	①	①	①	①	①	アカエゾマツ	春				△							
	秋		②	②	②	①	①	①	①	①		秋					△						

注) カラマツには、グイマツ雑種F1等を含み、トドマツには、エゾマツを含む。
①：下刈り1回 ②：下刈り2回 △：つる刈り、除伐

II 森林の整備に関する事項
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
2 (2) 【施業の方法】の表にアカエゾマツを追加

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期
カラマツ 【グイマツとの交配種を含む】	一般材生産 38cm	中庸仕立て	50年
トドマツ	一般材生産 36cm	中庸仕立て	55年
アカエゾマツ	一般材生産 30cm	中庸仕立て	70年



(2) 森林経営管理制度の活用に関する事項の追加

II 森林の整備に関する事項
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項に【森林経営管理制度の活用に関する事項】を追加
<現計画> <新計画>
4 その他必要な事項 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して森林所有者が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことができるようにするなど、森林経営管理制度の活用を努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

5 その他必要な事項

(3) 要間伐森林に関する事項の削除

森林経営管理法において「災害等防止措置命令」が措置されることに伴い、森林法の「要間伐森林制度」が廃止される予定となっていることから、「II 森林の整備に関する事項」の「第3」から、要間伐森林に関する事項を削除。

(4) 現況に応じた森林の区分の見直し

平成29年度末までに林地開発が完了した箇所等について、森林区分や施業方法の見直しを行った。